

処理事例 14 オンブズマンの意向に沿ったもの

調査対象機関	財務部契約課	
<p>オンブズマンが自己の発意に基づき取り上げた事案の趣旨</p>	<p>市の作業服購入の入札で落札した業者から相談を受けました。相談内容は、市の入札に関する手続上の不備を指摘するものではありませんが、入札に付した特定品の条件が、結果的に落札業者を決定付ける恐れが大きいため、その状況を踏まえて条件を付すようお願いしたいというものでありました。</p> <p>オンブズマンは、入札に付した条件が、業者間の競争性を失わせるうえに、落札する業者や価格を決定付け、結果として市が不利益を被る恐れがあるのだとすれば、市はそのような事態を招かぬよう未然防止に努めなければならず、相談者からお聴きした内容は、市の業務の改善という観点から調査するに値すると判断しましたので、オンブズマンの自己の発意に基づく調査として取り上げることにしました。</p>	
<p>調査結果等</p>	<p>平成20年6月12日の契約課への聴き取りによると、相談のあった衣服は、規制業務に従事する職員が着用する作業服であり、発注した部署に確認したところでは、統一性を持たせなければ誤認される可能性があると考え、特定品に限定したとのことでした。</p> <p>オンブズマンとしては、確かに業務によっては、衣服の統一が、その円滑な遂行には不可欠ということもあり得ると考えますが、果たして、当該業務に衣服の統一が必要なのかについては、疑問を感じました。</p> <p>この度の調査は、直接的には小売業者とメーカーとの問題であるとはいえ、このまま放置すれば、公平性が崩れ、その結果として市が不利益を被る可能性が十分あるため、市としても、それを防ぐための努力を惜しんではならないと考え、契約課に対し、運用上の改善を検討していただくようお願いしました。</p> <p>その後、契約課では、特定品を条件として衣服類の入札を実施している全ての部署に対して調査を行い、平成20年8月28日にオンブズマンは、その結果の報告を受けました。</p> <p>調査結果によると、調査の対象となる入札の4分の3近くについては、既に見直し済みであるか、もしくは次回から見直して実施できる旨の回答でしたが、残りは、安全性能や衣服統一による士気高揚の点から見直しできないとの回答でした。</p> <p>オンブズマンは、これまで特定品指定してきた入札のうち、相当数について見直す旨の回答が得られたことは、職員がこの度の問題について十分認識し、オンブズマンの申し入れに応えた結果であり、調査を通じて効果が得られたものと考えます。</p> <p>今後は、他の入札に関しても同様の意識を持っていただくとともに、事情により特定品の条件を見直せないと回答された部署においても、常にサンプルを取り寄せて検討するなど、漫然と現在の条件での入札を長期にわたり続けることのないよう申し入れ、今回の自己の発意に基づく調査を終えることとしました。</p>	
<p>市の機関への調査年月日</p>	<p>平成20年(2008年) 6月 2日</p>	<p>要した日数</p>
<p>調査結果通知年月日</p>	<p>平成20年(2008年) 9月 8日</p>	<p>98日間</p>